

# 福岡県

## 食品の安全・安心の 確保に関する条例

この条例は、平成29年4月1日から施行します。



はじめに

食品は、人の生命と健康を維持する上で、日々摂取することが欠かせないものであり、その安全性が確保されることは、県民が安心して生活を営む上で極めて重要です。

これまで県では「福岡県食の安全対策基本方針」に基づき、食品の安全確保対策に取り組んできました。

しかし、近年、食品の安全・安心を脅かす事案が相次いで発生し、県民の食品の安全・安心に対する関心はますます高まっています。

また、本県では、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産の登録やラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等を契機に、国内外の観光客の誘致や県産農林水産物の販路拡大を更に推進しており、これに伴い、食品の安全・安心の確保に向けた一層の取組が求められています。

これら、食品の安全・安心をめぐる情勢の変化に的確に対応し、食品の安全・安心の確保を一層推進するには、行政の取組はもとより、県民や食品関連事業者の安全・安心に対する意識を高め、関係者が一体となって取り組むことが必要です。

そこで、食品の生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心確保対策の一層の推進を図るため、関係者全体で取り組むことができるよう、理念や関係者等の責務・役割を明確にした、「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」を平成28年10月に制定しました。

## 第1章 総則（第1条～第7条）

### ●目的（第1条）

- ① 基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務と県民の役割を明らかにすること。
- ② 食品の安全・安心の確保のための施策を総合的かつ計画的に推進し、食品の安全・安心を確保すること。
- ③ 県民が健康で安全・安心に暮らすことができる社会の実現に寄与すること。

### ●定義（第2条）

食品の安全・安心、食品、食品関連事業者などの用語について規定しています。

### ●基本理念（第3条）

食品の安全・安心の確保に関し、4つの基本理念を定めています。

- ① 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に行われること。
- ② 生産から販売に至る一連の食品供給行程の各段階において適切に必要な措置が講じられること。
- ③ 科学的知見に基づき、必要な措置が講じられること。
- ④ 県、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務及び役割を認識し、相互理解を深め、連携協力を図りつつ行われること。

### ●関係者の責務・役割（第4条～第6条）

#### ●県の責務（第4条）

食品の安全・安心の確保のための施策を総合的に策定、実施する。

#### ●食品関連事業者の責務（第5条）

- ① 自らが食品の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を適切に行う。
- ② 食品、生産資材に関する正確・適切な情報の提供に努める。
- ③ 県の施策に協力する。

#### ●県民の役割（第6条）

- ① 食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深める。
- ② 県の施策に協力するとともに、意見を表明するよう努める。

### ●環境に及ぼす影響への配慮（第7条）

県、食品関連事業者及び県民は、食品の安全・安心の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮する。

## 第2章 食品の安全・安心の確保に関する基本的施策（第8条～第18条）

### ●食品供給行程の各段階における監視・指導等（第8条）

県は、生産から販売までの食品供給行程の各段階において、監視、指導等を行います。

### ●食品の適正な表示の推進（第9条）

県は、食品の表示が適正に実施されるよう、食品表示の関係法令に基づき、監視、指導等を行います。

### ●危機管理体制の整備（第10条）

県は、食品による重大な健康被害など、緊急事態への対処や発生防止のための体制を整備します。

### ●関係機関との連携（第11条）

県は、食品の安全・安心の確保に関する施策が円滑・適切に実施されるよう、国、他の都道府県、市町村及び関係団体などとの連携に努めます。

### ●調査研究の推進（第12条）

県は、食品の安全・安心の確保に関する施策が科学的知見に基づき実施されるよう、調査研究を推進します。

### ●人材の育成（第13条）

県は、食品の安全・安心の確保に関する実践的・専門的な人材の育成に努めます。

### ●情報及び意見の交換の促進（第14条）

県は、食品関連事業者、県民その他の関係者間の相互理解を促進するため、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図ります。

### ●普及及び啓発（第15条）

県は、食品関連事業者、県民に食品等の安全・安心に関する知識の普及・啓発を図ります。

### ●食品関連事業者の自主的な安全・安心の確保の取組の促進（第16条）

- 食品関連事業者は、その安全性を向上させるため、自らが行う生産、製造、加工等の各工程において管理水準の自主的な向上に努めるものとしす。
- 県は、食品関連事業者の生産段階における安全・安心の確保に関する取組を促進するため、農業生産工程管理（GAP※<sup>1</sup>）の手法の普及を図ります。
- 県は、食品関連事業者の製造・加工段階における安全・安心の確保に関する取組を促進するため、危害分析重要管理点方式による衛生管理方法（HACCP※<sup>2</sup>）などの導入に関する情報の提供及び助言等を行います。

※<sup>1</sup>GAPとは、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動をいいます。

※<sup>2</sup>HACCPとは、原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染などの危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視・記録するシステムです。

### ●自主回収の報告（第17条）

食品関連事業者が食品衛生法に違反する食品等の自主回収に着手したとき及び終了したときに、その食品等の情報を県に報告する制度を規定します。県がその情報を広く県民に公表することにより、不良食品の回収を促進し、食品等による県民の健康への悪影響の未然防止を図ります。

### ●施策の提案（第18条）

県民は、県が行う食品の安全・安心の確保に関する施策について提案することができます。

県は、提案が行われたときは、必要な検討を行い、提案者に見解を明らかにするとともに、公表します。

### 第3章 施策の推進体制等（第19条～第20条）

#### ●推進体制の整備（第19条）

県は、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制を整備します。

#### ●基本計画（第20条）

県は、第2章の「食品の安全・安心の確保に関する基本的施策」の総合的な推進を図るため、基本計画を策定します。

基本計画は、県民の意見を踏まえ、食品の安全・安心の確保に関する施策についての基本的方向を定めま

す。  
基本計画を策定したときは、速やかに公表します。

### 第4章 福岡県食品安全・安心委員会（第21条）

#### ●福岡県食品安全・安心委員会（第21条）

基本計画、食品の安全・安心の確保に関する重要事項の調査審議を行うため、福岡県食品安全・安心委員会を設置します。

### 第5章 雑則（第22条）

#### ●委任（第22条）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 附則

#### ●施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行します。

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に関するお問い合わせは  
福岡県 保健医療介護部 生活衛生課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL 092-643-3280 FAX 092-643-3282

ホームページ 「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」[検索](#)